

●規程改正の概要

要 旨	組織の改編に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 県立中央病院において、組織体制の強化を図るため、「内科系第三診療統括部」及び「地域救急科」を新たに設置する。</p> <p>(2) 県立北病院において、部局間連携を強化するため、訪問看護ステーションを社会生活支援部内の組織から、統括部レベルの組織とする。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>(1) 「統括部長等」の職に、「内科系第三診療統括部長」を追加する。(第17条関係)</p> <p>(2) 病院に置く部局等及び診療科等に、「内科系第三診療統括部」及び「地域救急科」を追加する。(別表関係)</p> <p>(3) 病院に置く部局等及び診療科等として規定されている「訪問看護ステーション」を社会生活支援部内の組織から、統括部レベルの組織とする。(別表関係)</p>
施行期日	令和3年4月1日から施行する。

組織規程 新旧対照表

(令和3年4月1日施行)

新	旧
<p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、患者支援センター統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長及び高度救命救急センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総</p>	<p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、患者支援センター統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長及び高度救命救急センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総</p>

合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	医療局	内科系第二診療統括部			略

合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	医療局	内科系第二診療統括部		総合診療科・感染症科女性専門科	略

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局	医療安全管理室	訪問看護ステーション	総務医事課	韮崎市
				地域生活支援室	
				リハビリテーション室	
				精神科	
				検査科	
				薬剤科	
				栄養管理科	
看護部					

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局	医療安全管理室	社会生活支援部	総務医事課	韮崎市
				地域生活支援室	
				リハビリテーション室	
				訪問看護ステーション	
				精神科	
				検査科	
				薬剤科	
				栄養管理科	
看護部					